

# 勤労者財産形成年金貯蓄約款

## 第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）とSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の勤労者財産形成促進法（以下、「財形法」といいます。）にもとづく勤労者財産形成年金貯蓄（以下「財形年金貯蓄」といいます。）にかかわる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の買付け等に関する取決めです。  
当社は、この約款にしたがって「勤労者財産形成年金貯蓄契約」（以下「財形年金貯蓄契約」といいます。）を申込者と締結します。

## 第2条 (財形年金貯蓄の要件)

- 申込者は財形法第2条に定める勤労者に限られます。
- この財形年金貯蓄は、財形法第6条第2項の規定にもとづいて行うものとし、したがって少なくとも次の要件を満たす必要があります。
  - 申込者は、受益権の買付けにあてるため、5年以上の期間にわたって定期に事業主を通じて給与等から控除した金銭の払込みをすること。
  - 年金支払開始日は、最後の前号に定める金銭の払込みの日（以下「最終払込日」といいます。）の属する月の翌月から5年後の応当月の間で、申込者が60歳に達した日以後の28日とすること。
  - 年金の支払は、年金支払開始日以後5年以上20年以下の期間にわたって毎年一定の時期に行うこと。
  - 買付けた受益権およびこれにかかわる収益分配金は、受益権の買付けたは年金の支払以外に払出しもしくは譲渡をしないこと。ただし、最終払込日から年金支払開始日の前日までの間において、その間の収益分配率の上昇にともない受益権の残高が収益分配金の再投資により申込者から提出された財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えることとなる場合（最終払込日の予想分配率にもとづき計算して得られた受益権の残高はその間に当該最高限度額を超えないものに限ります。）は、当該収益分配金は再投資をせず、全額払戻すこととします。
  - 受益権の買付けにあてるための金銭は、以下のものであること。
    - 事業主が勤労者に支払う給与等から控除した金銭であること。
    - 財産形成給付金および財産形成基金給付金（最終払込日までに支払われるべき満期給付金に限る。）にかかわる金銭であること。
    - 財形法第6条第6項にもとづく預替えにより預替え前の財形須取取扱機関から移管された金銭（以下「預替え金」といいます。）であること。

## 第3条 (財形年金貯蓄契約および申込方法)

- 財形年金貯蓄契約により当社が取扱うコースおよび受益権の種類は次のとおりとし、申込者はいずれか一方のコースを申込むこととします。

コース名	受益権の種類	内容
公社債投資コース	公社債投資信託受益権	日興アセットマネジメント株式会社の発行する公社債投資信託受益権（日興MRF受益権およびフリーファイナンシャルファンド受益権以外の新規発行分に限る）
株式投資コース		
財形株投（年金・住宅財形30コース）	追加型投資信託受益権	日興アセットマネジメント株式会社の発行する追加型投資信託受益権 財形株投（年金・住宅財形30）

- 申込者は、所定の「財産形成年金貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます。）に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを申込者の事業主または財形法第14条の第2項に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社に提出することによって財形年金貯蓄契約を申込むものとし、
- 当社が、前項の申込書を受領したときは、当社は申込者の財形年金貯蓄口座を開設します。なお、前項の申込書に押捺された印影をもって、当社への届出印とします。
- 申込者が、財形年金貯蓄契約にかかわる受益権につき財産形成非課税年金貯蓄制度の適用を受けようとする場合は、租税特別措置法第4条の3の規定にもとづいて「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「同申込書」を当社に提出していただきます。

## 第4条 (金銭の払込み)

- 財形年金貯蓄契約にかかわる受益権の買付けにあてる金銭（以下「払込金」といいます。）の払込みは、次の方法により行うものとし、

  - 払込金が申込者の給与等から控除した金銭である場合は、事業主等と当社との間における覚書にもとづいて、事業主等が当社に払込みます。
  - 払込金が事業主より提出された金員である場合は、事業主等と当社との間における覚書にもとづいて事業主等が当社に払込みます。
  - 払込金が増資形成給付金または財産形成基金給付金にかかわる金銭である場合は、給付金・基金取扱機関、一括支払機関もしくは事業主等が当社に払込みます。
  - 払込金が預替え金である場合は、預替え前の財形須取取扱機関が当社に払込みます。

- 1回の払込金は1,000円以上とします。

## 第5条 (買付時期・価額)

- 当社は、次の各号により受益権の買付けを行います。
  - 公社債投資コースについては、申込者の口座残高が指定された受益権の買付価額に達しているときは、そのつど遅滞なく買付けを行います。
  - 株式投資コースについては、払込金の受入れにより生じた預り金をもって次の方法により買付けを行います。
    - 払込金の受入日が毎月1日から10日（休日の場合はその直前営業日）までの間のものにつき、毎月10日（休日の場合はその直前営業日）から5営業日目に買付けを行います。
    - 払込金の受入日が毎月11日から20日（休日の場合はその直前営業日）までの間のものにつき、毎月20日（休日の場合はその直前営業日）から5営業日目に買付けを行います。
    - 払込金の受入日が毎月21日から月末（休日の場合はその直前営業日）までの間のものにつき、毎月月末（休日の場合はその直前営業日）から5営業日目に買付けを行います。
- 前項の買付価額は、買付日の基準価額とします。
- 買付けた受益権の所有権ならびにその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けの日から申込者に帰属するものとします。

## 第6条 (受益権の管理およびその収益分配金の再投資)

- 当社は、買付けた受益権を当社が社債、株式等の振替に関する法律にもとづく口座管理機関として備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。当該受益権の収益分配金は、申込者に代って当社が受領のうえ、次の方法にしたがって取扱います。
  - 公社債投資コースについては、当該申込者の年金の支払にあてるか、または当該申込者の口座に繰り入れてお預りし、払込金と合算して買付資金にあてます。なお、買付価額は買付日の基準価額とします。
  - 株式投資コースについては、当該申込者の口座に繰り入れ、収益分配金の全額をもって決算日の基準価額より買付けます。
- 当社は、管理している受益権について管理料を申し受けることがあります。

## 第7条 (年金取得等の支払)

- 申込者は、年金の受取に際し、最終払込日から2月を経過する日までに届出印を押捺した年金受取申込書を当社に提出するものとし、
- 当社は、申込者に対して、公社債投資コースについては年金受取金額欄に記載された金額、株式投資コースについては年金受取金額欄に記載された口数の受益権を売却して得られる金銭（以下「年金受取額」といいます。）を年金支払開始日から3か月ごとの応答日（当日が休日のときは直前営業日）に年金として支払います。
- 当社は、前項の申込者に対する年金の支払を、次の方法により行います。
  - 公社債投資コースについては、当該申込者にかかる受益権の一部を売却した代金および支払月の収益分配金で支払います。ただし、最終支払日には当該申込者にかかる受益権の全部を売却して得られる代金および最終支払月の収益分配金を支払います。
  - 株式投資コースについては、当該申込者にかかる受益権のうち、当該申込者の年金受取金額欄に記載された口数を売却した代金で支払います。ただし、最終支払日には当該申込者にかかる受益権の全部を売却して得られる代金で支払います。
- 当社は、年金受取期間中の支払日において、公社債投資コースについては当該申込者にかかる受益権の全部を売却して得られる代金および当該支払月の収益分配金との合計額が年金受取額に満たなくなる場合、株式投資コースについては当該申込者にかかる受益権の口数が年金受取金額欄に記載された口数に満たなくなる場合、当該支払日をもって最終支払日とします。
- 年金受取開始後、申込者が第1項に定める年金受取申込書を提出した時点で予定していた年金の受取期間（以下「受取期間」という。）が、金利情勢の変化等によって短縮されることが明らかである当社が判断した場合、当該判断の時までに受取期間の2分の1を経過していることを条件に、申込者は、受取期間にわたる年金の支払いを受けるために、当社に対して年金受取額の減額を申請することができます。当該申請があった場合、当社は、当該申請の時点における試算にしたがって年金受取額を減額し、支払います。
- 年金受取開始後、本人または配偶者（内縁関係にあるものを含む。）に重度障害その他で介護等やむを得ない事情が発生した場合、それを証明する医師の診断書を添付して受取期間の短縮の申し出があつた後、受取開始日から通算して5年以上の受取期間が確保できる場合に限り、当初の受取期間を短縮して1回当りの年金受取額を増額して支払います。ただし、この項の適用は1回に限ります。

## 第8条 (解約)

- 財形年金貯蓄契約は、次の各号のいずれかに該当することとなったとき解約されるものとし、

  - 申込者から届出印が押捺された所定の用紙により解約の申出があったとき。
  - 財形年金貯蓄の要件を満たさなくなったとき。
  - 当社が財形年金貯蓄にかかわる業務を営むことができなくなったとき。

- 当社は、申込者が申込書に記載した事項（記載事項に変更があった場合は変更後の記載事項）を遵守しなかった場合は、財形年金貯蓄契約を解約させていただきます。
- 前2項により財形年金貯蓄契約が解約されたときは、当社は遅滞なく受益権を売却し、そ

の代金と口座残金を合わせて申込者に返還または預替え先の財形須取取扱機関に移管します。ただし、要件に違反したことにより追徴される税額がある場合は、その代金から控除します。

## 第9条 (申込事項の変更)

- 申込者は、申込書等の記載事項を変更しようとする場合は、最終払込日までに事業主等を通じた所定の様式により遅滞なく当社に届出をいただきます。
- 申込者が死亡したときは、遅滞なくその旨を当社に届出をいただきます。
- 前2項の届出があったとき、当社は、戸籍簿本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

## 第10条 (取引および残高の通知)

当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則の規則に従い、財形年金貯蓄契約にもとづく申込者への取引および残高の通知を行うものとし、ただし、これらは事業主等を経由して行うことがあります。

## 第11条 (この約款の変更)

この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他の方法により周知します。

## 第12条 (その他)

- 当社は、払込金の受入れにより生じた預り金については、普通預金の利子相当額を付し、これを受益権の買付代金にあてます。ただし、収益分配金の受入れにより生じた預り金については、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- 当社は、次の各号により生じた損害については一切その責を負いません。
  - 届出印の押捺された所定の用紙による解約および年金の受取りの申出にもとづき受益権の売却代金および口座残金を返還した場合
  - 印影が届出印と相違するために受益権の売却代金および口座残金の返還をしなかった場合
  - 天災地変その他不可抗力により受益権の取引または受益権の売却代金もしくは口座残金の返還が遅延した場合
- 申込者で、当社によりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

以上

(2020. 4. 1改定)

